

2005年

9

月号

組合会報

（発行所）
埼玉県鍍金工業組合
〒331-0811

さいたま市北区吉野町2-222-7

TEL 048(666)2184

FAX 048(652)7631

（発行人・理事長）

吉田 勇

（編集人・総務委員長）

柿沼 信夫

—今月号の主な内容—

あいさつ 理事長 吉田 勇	2	第2回埼玉県化学物質円卓会議	5
平成17年度通常総会の報告	3	第1回環境対策委員会より	6
第1回埼玉県鍍金業人材高度化研究会	4	埼玉県鍍金工業組合「40周年記念誌」発刊	9

平成17年度 人材確保推進事業



(埼玉県産業技術総合センター)

第40回通常総会にあたつて

埼玉県鍛金工業組合 理事長 吉田 勇

昨年度、日本経済の全体は好

調のようである。

調であったといえる。上場企業の3月期決算を見ても、增收増益企業が多く出ており、業績が良かったことがあげられる。だが内容をよく見ると輸出関連企業が中心で、米国、中国を主体としたアジア地域への輸出が好

需依存の中小企業は厳しい状況である。業界に関して全鍛連調査で売上げは前年度比7%アップということであるが、得意先の業態によって左右されるところもあり、二極化が進んでいるようである。

当組合では、組合員減少歟止めのため、昨年「新規組合員増強運動」を実施したが、残念ながら今ひとつ成果が上がらなかつた。新年度も引き続き実施してゆきたい。

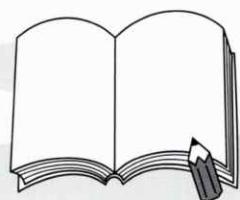
2社の脱退があり、組合員数は100社となり、尚、賛助会員は2社の増となつた。

昨年度の組合事業報告につい

特に下請的体質にある業界として、合理化は当然の事として、理由なきコストダウン要請には毅然とした姿勢で対処すべきと思う。

本日は40年記念誌を配布する予定でしたが後日になり、お詫び申し上げると共に組合運営に変わらぬご支援をお願い致します。

(通常総会挨拶より)



内需は今一つということで年内需依存の中小企業は厳しい状況である。業界に関して全鍛連調査で売上げは前年度比7%アップといふことであるが、得意先の業態によって左右されるところもあり、二極化が進んでいるようである。

又、昨年までの高度熟練技能士認定者は累計で11人に達する。豊富な現場経験を積み、後進の育成に尽力した人を今後も積極的に推薦してゆきたい。

環境問題に関しては、土壤汚染対策が最大の課題としてきたが、引き続き情報収集を行うとともに業界の置かれている立場を説明してゆきたい。ここにきて本年度の景気に関して黄信号がついてきた。それは資材の値上がりが製品に転嫁できないことが、不安材料となつてゐる。

吉田 勇理事長四選決まる

II 第40回通常総会開催 II 17年度事業計画及び予算決まる

埼玉県鍛金工業組合（吉田勇理事長）は第40回通常総会を5月24日（火）午後1時30分より、さいたま市大宮区の「大宮サンパレス」において第40回通常総会を開催した。

総会は柿沼信夫総務委員長の司会で行われ、冒頭野口武副理事長が開会の辞のあと吉田勇理事長は、

平成16年事業報告として、総務委員会関係を柿沼信夫総務委員長、環境保全対策委員会関係を大塚一弘環境保全対策委員長、技術教育委員会関係を小松原秀元技術委員長、組合本部関係を小林満専務理事がそれぞれ報告し、以上の事業報告に伴う収支決算報告を同じく小林専務理事が行ない、小林康男、小築憲一監事が監査報告を行ない満場拍手で承認した。

平成17年度事業計画案並びに予算案の審議に入り、基本計画について小林専務理事が説明、また総務委員会はじめ各委員会関係の事業計画案をそれぞれ担当の柿沼信夫、大塚一弘、小松原秀元各委員長が説明、さらに同計画案に伴う予



次のように挨拶した。（本誌2頁
吉田理事長挨拶文参照）

続いて議案審議に入り、島村周作常任顧問理事を議長に選出、書記に黒沢久氏を指名した。

平成16年事業報告として、総務委員会関係を柿沼信夫総務委員長、環境保全対策委員会関係を大塚一弘環境保全対策委員長、技術教育委員会関係を小松原秀元技術委員長、組合本部関係を小林満専務理事がそれぞれ報告し、以上の事業報告に伴う収支決算報告を同じく小林専務理事が行ない、小林康男、小築憲一監事が監査報告を行ない満場拍手で承認した。

平成17年度事業計画案並びに予

算案を小林満専務理事が説明し、満場拍手で承認した。
任期満了に伴う役員改選では引き続き吉田勇理事長が再選され、新役員を選出した。（新役員は別表による）

最後に山本正宏副理事長の閉会の辞で総会を終了した。

このあと会場を移して仁科俊夫総務副委員長の司会で、懇親会に入り、主催者を代表して吉田勇理

事長が挨拶、次いで来賓祝辞に移り、埼玉県知事代理県中央労働商工センターコ所長川田房雄氏、埼玉県議会議員奥ノ木信夫氏、埼玉県水環境課副課長保科弘氏、さいたま市環境部企画監吉永洋治氏、さ

いたま商工会議所会頭平沼康彦氏、全鍛連会長代理大村功作副会長、近隣組合を代表して神奈川県メツキ工業組合理事長栗原敏郎理事長が挨拶され、祝宴に入った。

不安材料として、原油及び素材の高騰がある。電力、物流コスト等の値上がりが物価上昇となり、製造原価が押し上げられ、それが経営上の大きな問題となる。

下請構造下にある業界としては最も不安な状況といえる。環境問題について本年は水生生物保護の為の排水規制値が決まるものと思われる。特に亜鉛の規制値に注目していきたい。

組合員の減少について本年度も大きな課題として引き続きアウトサイダーの勧誘に力を入れて行きたい。

■平成17年度事業計画の概要

● 業界環境

前年好調であつた景気がここにきて失速を始めた感がある。要因

● 基本方針と重点事業

● 基本方針

支部再編による支部活動の活性化

① 中小企業基本法に基づく経営革新支援事業の推進と経営基盤強化の支援

②中小企業人材確保推進事業の推進

③環境保全対策の推進

④特化則の周知徹底、作業環境

改善指導推進

⑤新技術の開発研究の推進

⑥事業継承の為の諸条件の改善及

び若手人材の育成

⑦情報収集活動の推進

⑧産業廃棄物最終処分場解決への

推進

⑨アウトサイダーの組合加入促進

⑩土壤汚染対策

■平成17・18年度役員

●技術教育委員会

担当副理事長：山本正宏

委員長：今井昭雄

副委員長：黒沢久

副委員長：増坪亮

●各支部長

第1支部長：増坪亮

第2支部長：島田孝男

第3支部長：小松原秀元

第4支部長：黒沢久

第5支部長：今井昭雄

第6支部長：柿沼信夫

第7支部長：大塚一弘

△外部委員

野口武 埼玉県鍍金工業組合

副理事長

小林満 埼玉県鍍金工業組合

専務理事

柿沼信夫 埼玉県鍍金工業組合

総務委員長

第1回埼玉県鍍金業人材高度化研究会

監事：小林康男、小築憲一

■委員会担当副理事長 正・副委員長

▽日時 平成17年7月27日（水）
午後2時より4時まで

仁科俊夫 埼玉県鍍金工業組合
総務副委員長

△場所 埼玉センターフロア会議室
佐藤良一統括所長より挨拶された。

高橋政衛 埼玉県立職業能力開

発センター担当部長

佐藤良一 雇用能力開発機構

埼玉セントラル統括所長

中牟田誠 雇用能力開発機構

埼玉センターフロア業務第一課長

水野新 雇用能力開発機構

埼玉センターフロア調査役

（目的）

埼玉県の鍍金業における人材育成上の諸課題を解決するための教育訓練コースの開発、実施等の取り組みを通じ、埼玉県の産業特性や学術機関の特色等に応じた人材育成システムの構築に寄与することを目的として、独立行政法人雇用・能力開発機構埼玉センターが開催する人材育成埼玉地域協議会の下に、作業部会として、埼玉県鍍金業人材高度化研究会を置く。



理事長：吉田勇
常任顧問理事：島村周作
副理事長：野口武、山本正宏
専務理事：小林満
常任理事：柿沼信夫、大塚一弘
理事：今井昭雄、仁科俊夫
増坪亮、黒沢久
副理事長：今田三郎、牧野清孝
矢嶋新一郎、島田孝男
高林佳司、石田治緒
生形満男、高岡彰次
柴崎義史、横山鉄治
石下一明

(1) 人材高度化研究会の趣旨・概要について

(2) 埼玉県鍍金工業組合、会員企業における課題・問題点等について

(3) 埼玉県鍍金工業組合における研修計画について

(4) 人材育成に係るニーズに基づく具体的開発コース等について

(5) その他

▽具体的開発コース例

(平成17年人材高度化研究会)

(1) 環境問題等

(1) 公害防止管理者研修会
(2) 技術研修・コンクール

(2) 新技術研修
(3) コンクール技能・技術向上研修
(4) 技術提案力向上

(3) 営業・マネジメント

(4) 法務総務・事務経理

(5) 事務フロント担当者の営業技術

(6) 知つておきたい知的財産法

(7) リスク管理

(8) パソコン研修（例ホームページ作成、経理ソフト活用）

(9) ISO9001、14000
⑩ 2005「会社法」概要

以上の項目について事務局と打ち合わせの上、具体的開発コースを決めてゆきたい。（4コース）



吉田 勇 理事長 第2回 埼玉県化学物質円卓会議に出席

埼玉県鍍金工業組合（吉田勇理

事長）は、平成17年7月26日（火）午前10時より知事会館1階会議室で行われた第2回埼玉県化学物質円卓会議に出席した。化学物質を使用する事業者の立場から「めつ

き業界における化学物質の取り扱いについて」と題して約20分間発表した。

「めつきの歴史は古く、古墳時代（4～7世紀）の埋葬品の中にめつきされたものが発見されています。埼玉県においても将軍塚で出土した太刀の把手頭部に金めつきされたものが出ておりました。

電気が発明されていない時代でありますので、アマルガム法と云う方法によりめつきされたものと思われます。

日本での電気めつきは、1841年薩摩藩の島津斉彬公が電池を使い、金銀めつきを行ったと記録されています。

めつきは装身具、アクセサリー（メガネ、ピアス、ネックレス）や自動車部品（フロントグリル、ホイールカバー）又IT機器、電子部品など著しい普及を遂げている携帯電話も多くのめつき技術で支えられています。現在埼玉県のめつき組合員100社であります。なお組合に加入せず事業を行つてゐる数も相当数あります。ただいま組

合加入を勧誘する活動を行つてゐる。業界が一体となつて環境問題に対応する効果は大きく理解を求めて加入促進を図つていているところです。

非組合員は県内で大手企業社内工場を含め80社強あるようあります。めつき事業所で使用する化学物質は酸、アルカリ劇物毒物などを含む少なくとも20種類以上の化学物質を取り扱つてゐる。めつき工場で使用される化学物質は大きくわけて「老化廃液」「排水処理後のスラッジ」「放流水」「排気ガス」として排出される。これらの排出量を削減するためには、品物に付着して汲み出される処理液を少なくするのを初めとした種々のロスを減らすことである。

化学物質を取り扱うめつき工場は、法令順守が事業経営の大前提であり、めつき業界では排水処理を初めとする法令順守に、真摯に取り組んでいる。組合員への環境意識の向上や、情報の周知などで、組織としての県鍍金工業組合の役割は重要である。

化学物質の管理にあたつて社内

体制の整備、化学物質管理等のマニュアルの整備、作業標準書の整備、廃棄物処理、リサイクル業者の管理、施設点検とメンテナンスなどである。

劇物の入庫と出庫の管理や例をあげると予防措置として排水処理施設への配管途中に液の色が見えるようにして異常をチェックできるようになっている。

ポンプ類には液漏れした場合のための受け皿を敷いている。排水溝に緊急時の遮断板を設けている。平成13年土壤汚染対策法が施行されたのを受けて周知のための啓蒙活動を行つてきたが、平成15年作成された「めつき事業者のための土壤汚染対策ガイドライン」について、全国数箇所で、講演会を開催してまいりました。この問題が業界にとって今最大の難問ということで対応に苦慮しているところです。

社員の環境意識向上への取り組みが重要と思われます。企業単独ではなかなかISO取得はむずかしい、そこで共同取得に取り組んでいる組合もあります。

今春17社が14001を取得しました。業界として環境問題クリアードを経営第一指針と位置づけ、業界を上げて努力している最中であります。

埼玉県化学物質円卓会議名簿

- | | |
|--|-----------------------------|
| ⑩林 由季子 県民公募委員 | ⑪吉永洋治 行政機関 さいたま市環境経済局 環境部参事 |
| ⑫佐藤憲男 行政機関 埼玉県環境事務所研究会連合会会長(川口市環境保全課長) | |

事務局

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ①内田敏雄 青空再生課長 | ②山口広光 青空再生副課長 |
| ③西川由浩 青空再生課 有害化物質担当主幹 | ④田中康之 青空再生課 有害化物質担当主査 |
| ⑤奥野慎 青空再生課 有害化物質担当主任 | |

本化学会議会 常務理事環境安全部長

④高木克弘 事業者 埼玉県環境保全連絡協議会会长

⑤真崎伸一郎 事業者 リンテック株式会社 環境保全室調査役

⑥吉田勇 事業者 埼玉県鍛金工業組合理事長

⑦角田季美枝 環境NPOバルディーズ研究会 運営委員

⑧伊藤安男 環境NPO NPO法人埼玉環境カウンセラー協会 会長

水生生物保全のための亜鉛規制の件 (要望事項)

- ①亜鉛に関して、水濁法の排水基準は、現行どおり、日間平均排水

量50m³未満の事業所に対しても適用除外として頂きたい。②亜鉛に関する、水濁法の排水基準は、現行どおり、5mg/リットルとして頂きたい。仮に、5mg/リットルよりも厳しくなることが避けられない場合は、電気めつき業者に関して暫定排水基準を5mg/リットルとして頂きたい。③下水道の排水基準について、上記①・②と同様として頂きたい。本件について環境省の審議動向に注視するとともに、組合員の排水実態を踏まえ、引き続き国への要望を行っていくことを確認した。

全鍛連

布袋屋専務理事が平成17年度春季排水濃度調査の集計結果を説明した。議長が排水濃度測定は排水実態を踏まえた国への陳情を行う上で、欠かせないものであり、組合員に周知し、回答率を高めていくべきと述べ、全員これを了承した。また、これと並行して、各事業者のフッ素等への対策を支援するため、情報を収集し、その低減策を検討することを決めた。



大気汚染防止法改正により極一部の大量排出施設は排出濃度規制その他大半は自主的排出抑制が求められることになった旨を説明した。今後自主的抑制への取り組み方にについて国と協議していくことを確認した。

VOC(揮発性有機化合物)

大気排出規制及び自主管理の件

亜鉛排水濃度に関する事業所計画(平成17年春期)

平成17年6月24日現在

1. 全体集計

組合員数	1878
調査票提出事業所数	1132事業所
亜鉛使用事業所数	685事業所
亜鉛測定事業所数	688事業所
亜鉛排水濃度(MAX) 1mg/L以下以下の事業所数	406事業所
" 1mg/L以上超過の事業所数	282事業所(明細は下記参照)

(注)「1mg/L以下」「1mg/L以上超過」は集計を行う便宜上定めたもので、現在国が検討している水生生物保全のための亜鉛排水基準が「1mg/L」になるということではない。

2. 亜鉛排水濃度(MAX) 1mg/L以上超過事業所の明細

日間排水量	放流先	排水基準	事業所の分布(単位:事業所)						
			1.0mg/L超 1.5mg/L以下	1.5超 2.0以下	2.0超 3.0以下	3.0超 4.0以下	4.0超 5.0以下	5.0超	合計
50m ³ 未満	公共用水域	—	18	8	10	8	5	3	52
	下水道	—	26	24	36	19	13	27	145
	小計		44	32	46	27	18	30	197
50m ³ 以上	公共用水域	5mg/L	11	14	10	7	3	2	47
	下水道	5mg/L	9	5	11	3	4	6	38
	小計		20	19	21	10	7	8	85
合 計			64	51	67	37	25	38	282

=排水基準超過

実際の事業は独立行政法人雇用能力開発機構埼玉センターと連絡を密にしながら進めていくことになります。各組合員にとって改善改革の機会になると思います。ぜひ積極的な参加をお願い致します。

②モデル事業普及活動事業・構成中小企業事業主の事業所において、第1種人材確保推進事業の効果についての実情把握を行い、第1種人材確保推進事業の実施に関する成果、ノウハウ等を他の事業所へ普及、活用を図る事業

①指定番号 17-2
②助成事業の対象とする期間
平成17年度から平成18年度まで
①事業定着事業・構成中小企業事業主の事業所における第1種人材確保推進事業の定着状況を調査し、雇用管理の改善に継続的に取り組むまでの課題を把握する事業

②助成事業の対象とする期間
平成17年度から平成18年度まで

埼玉県鍍金工業組合は平成17年5月6日付で、第2種中小企業人材確保推進事業対象認定組合に指定された。

**第二種中小企業人材確保推進事業
対象認定組合に指定**

平成17年9月1日

団体チームB（東京組合）

団体チームA（大阪、神奈川組合）
姫野正弘、由田猛、川上洋一、
間部健太郎トリークラブ 笹井コースで参加
者20名で行われた（愛知県、大阪
府、東京都、神奈川、埼玉県の各
単組） 団体チーム（愛知組合）笹野不二夫、鈴木泰造、加藤千
博、宇野八一
団体チーム（大阪、神奈川組合）
小池揚、宮阪東明、栗原敏郎、
薄衣敏則平成17年4月26日（火） 武藏力
ントリークラブ 笹井コースで参加
者20名で行われた（愛知県、大阪
府、東京都、神奈川、埼玉県の各
単組） 団体チーム（愛知組合）平野善三雄、高倉利守、小澤栄
男、小倉攻一
団体チーム（埼玉組合）
吉田勇、野口武、小林満、柿沼
信夫

▽団体優勝は愛知組合でした。

▽個人戦

優勝 吉田 勇（写真）
準優勝 鈴木泰造（愛知組合）

3位 宇野八一（愛知組合）

全鍛連会長「笹野杯」

ゴルフコンペ開催



午後4時50分よりクラブハウス内で野口武近代化副委員長の司会で成績発表が行われ、まずははじめに吉田勇全鍛連副会長、続いて 笹野不二夫会長より挨拶があり、姫野正弘氏の乾杯で、しばしお懇談のあと由田猛近代化委員長より成績発表が行われ、和気藹々のうちに終了した。

午後4時50分よりクラブハウス内で野口武近代化副委員長の司会で成績発表が行われ、まずははじめに吉田勇全鍛連副会長、続いて 笹野不二夫会長より挨拶があり、姫野正弘氏の乾杯で、しばしお懇談のあと由田猛近代化委員長より成績発表が行われ、和気藹々のうちに終了した。

退職



「このほど鍛金組合を退職することになりました。在任中は組合員の皆様にはお世話になり、本当にありがとうございました。仕事の面でゆきとどかない面もありがとうございましたがお許し下さい。組合員の皆様には健康に留意され、また組合のさらなる発展を願つております。」

平成6年10月より、分析担当職員・渡辺信男、平成17年1月末日に都合に依り退職されました。

『退職に当つて』

— 渡辺信男氏よりのことば



埼玉県鍍金工業組合「40周年記念誌」発刊

埼玉県鍍金工業組合（理事長吉田勇、さいたま市北区吉野町2の222の7、電話048-666-12184）は、「組合40周年記念誌」を発刊した。同組合は、昭和40年5月に県内のめつき業者116社が結束して設立、初代理事長吉岡寛から仁科一二、島田末吉、高橋英治、島村周作、そして吉田勇の六氏が理事長を歴任し、組合員の強い団結のもと40年の歴史と伝統を積み上げ未来に向かって大きく飛躍している。記念誌では、吉田理事長の挨拶、県知事上田清司氏、衆議院島敏男氏、県議員奥ノ木信夫氏、県中央会会长大久保政一氏、全鍍連会長笹野不二夫氏、県産業技術総合センター総長遠藤勲氏、常任顧問理事島村周作、副理事長野口武、副理事長山本正宏の祝辞。歴代理事長、現役員の顔写真。組合通史、40周年記念式典の記録、埼鍍会の記録等がまとめられている。さらには資料編として、歴代役員の変遷、歴代支部長の変遷、県めつき技術



ISO取得のご報告

日本ミクロ工業株式会社
代表取締役社長 山本正宏氏
(〒362-0066 埼玉県上尾市大字領家11152-58)
▽平成17年3月3日
ISO 9001
ISO 14001
同時認証取得

当社は約3年前に品質ISOに挑戦しましたが導入直後急増産となり、スタッフの不足等も重なり半年位で挫折しました。今回新たな気持ちでISOに取り組もうとした背景には、大手の顧客が多くISOに沿った監査を受ける機会が多く又、顧客からのISO取得要請も日を追う毎に強くなつたためです。その為「ISO」経営ツールとして、社内の意識革命を図る事を狙つてISO9001、ISO14001の導入を決意しました。

今回は前回の失敗が許されないという経営トップの強い決意の基にコンサルタントを含めたスタッフの強化を図りながら、同時認証

▽認証機関：UKAS
▽取得までの活動期間
平成16年4月5日(キックオフ)
～平成17年1月25日(二次審査終了日)

会が多くの顧客からISO取得要請も日を追う毎に強くなつたためです。その為「ISO」経営ツールとして、社内の意識革命を図る事を狙つてISO9001、ISO14001の導入を決意しました。

新会長に大村功作氏

全国鍍金工組連合会（笹野不二夫会長）は平成17年度通常総会を、5月30日（月）午後1時から東京・港区の機械振興会館で開催し、新会長に大村功作氏を選出するとともに、岸賞を全鍍連副会長原瓦氏（長野組合）授与した。総会は笠鈴木喜代壽副会長の開会の辞の後、笹野会長は挨拶された。

た。また、めつき業界に身をおく一員として、使用している薬品類、競技会の記録、排水管理優良事業所表彰の記録、創立記念行事の記録、国・県および関係団体等表彰組合員の記録、組合活動の記録、組合員名簿、賛助会員名簿などが記載されている。

今後の当社が運営されていく上で必要不可欠の物であると考えます。環境負荷を軽減する最大の問題は不良を減らすこと、すなわち、品質を高め、環境負荷を軽減し、お客様の信頼を高める事が廃棄物を減らすことには繋がり最終的にコストダウンが図れることになる、との考えで困難ではあるが品質・環境の改善を図ることで、品質・環境の同時認証を目指しました。

なぜ、いま 高齢者活用なのか

1

高齢者は即戦力

少子高齢化による労働力人口の減少や公的年金の支給開始年齢の引き上げによって、高齢者の活用を視野に入れた人事管理への見直しの必要性が高まっています。

今後、能力・成果主義の広まりとともに、年齢や学歴といった本人の属性から次第に離れ、能力とその結果を基準とした待遇、配置が主流となるでしょう。そのため、従業員のもつ能力の最大限発揮を目指す人事政策の構築により、企業の競争力も高まることになります。

3

職場全体の キャリア意識の向上

職業生活が長くなればなるほど、各人は自分の職業能力の形成に注意するようになります。若いうちは最適な仕事や報酬を求めて、高齢期には65歳まで雇用され続ける能力を維持すべく、自らの職業能力を向上させる努力を続けていかなければなりません。

前述のように、人事制度の変革などにより、この仕事にはこんな能力が必要、この年代にはこんなキャリアが必要、といったことが客観的に明らかにされてくるにつれ、高齢者を含め各人がそれぞれの能力開発の主人公となり、モラールアップにつながるとともに、企業競争力の強化ともなります。

高齢者は豊富な知識、経験、技術を蓄積しています。したがって、同一企業で継続雇用するにせよ、他の企業に転職するにせよ、本人のキャリアを適正に評価・把握してそれらに適った業務に就ければ、即戦力として力を発揮するとともに企業の技術やノウハウの伝承にもつながります。

2

人事管理の見直しと 企業競争力の向上

なぜ、いま高齢者活用なのか

改正高年齢者等雇用安定法 のあらまし

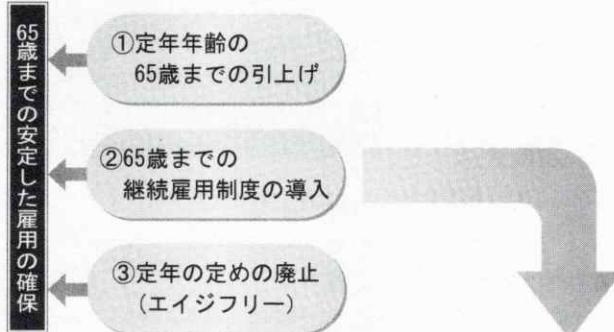
今回の高年齢者等雇用安定法の改正では、少子高齢化の急速な進展等を踏まえ、少なくとも年金支給開始年齢までは働き続けることができるようするため、定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用機会の確保、高年齢者等の再就職援助の強化等所要の措置を講ずることを趣旨としています。

1 高年齢者の安定した雇用の確保

平成18年
4月1日施行

▶ 高年齢者雇用確保措置の義務化

- 65歳未満の定年の定めをしている事業主については、①65歳までの定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定めの廃止、のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。



ただし

- ① 労使協定で継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度も認められる。

さらに

当面は、
大企業は法施行から3
年間、中小企業は5年
間の時限措置です。

- ② 労使協定の協議が不調に終わった場合には、事業主が継続雇用制度の対象となる労働者の基準を作成し、就業規則などに定めたときは、同基準に該当する労働者を対象とする制度の導入が認められる。

▶ 65歳までの雇用確保措置に係る年齢の段階的引上げ

- 高年齢者雇用確保措置に係る年齢は、年金支給開始年齢の引上げに合わせ、平成25年度までに段階的に引き上げられます。

平成18年4月～19年3月	62歳まで		
平成19年4月～22年3月		63歳まで	
平成22年4月～25年3月			64歳まで
平成25年4月～			65歳まで

60 61 62 63 64 65(歳)

なお、この65歳までの雇用確保措置義務に違反する場合について罰則はありませんが、行政指導（指導・助言・勧告）の対象となります。

2

高年齢者等の再就職の促進等

▶ 求職活動支援書の作成等

- 事業主都合の解雇等により離職する高年齢者等が希望するときには、事業主が、その職務の経歴等の再就職に資する事項を記載した書面（求職活動支援書）を作成し、本人に交付しなければなりません。

上記に違反している事業主については、厚生労働大臣による指導・助言・勧告の対象となります。

▶ 募集、採用についての理由の提示等

- 労働者の募集、採用時にやむを得ない理由で、事業主が上限年齢（65歳以下のものに限ります。）を定める場合には、求職者に対してその理由を示さなければなりません。

年齢制限の理由の提示の有無または理由の内容に関して必要がある場合には、厚生労働大臣が事業主に対して報告を求めたり、助言・指導・勧告の対象となる場合があります。

3

シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業の特例

- シルバー人材センターは、厚生労働大臣に届け出ることにより、高年齢退職者だけを対象に、臨時的かつ短期的または軽易な就業に関する一般労働者派遣事業を行うことができます。

高年齢者等雇用安定法の改正の概要

高年齢者等雇用安定法の改正の概要

高年齢者等雇用安定法の改正の概要を解説します。その大きな柱としては、①定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保、②高年齢者等の再就職の促進等、③シルバー人材センターが行う一般労働者派遣事業の特例、の3つを挙げることができます。

① 高年齢者の安定した雇用の確保

これまで高年齢者等雇用安定法では、定年を定める場合は60歳を下回ることはできないと定め、65歳未満の定年制をとる事業主に対しては、定年の引上げまたは継続雇用制度の導入等によって65歳までの安定した雇用確保措置を講ずるよう努めなければならないとしていました（努力義務）。

しかし、少子高齢化の進展や年金の支給開始年齢の引上げ等の状況の中、高齢者が社会の支え手として活躍できる労働市場の整備が必要であるとの観点から、今回の改正において、定年の引上げ、継続雇用制度の導入など65歳までの安定した雇用の確保を図るために必要な措置を講ずることが義務化されました。

改 正 前

- ① 定年制をとる場合は、60歳を下回ることができない。
- ② 65歳までの雇用確保措置を講ずる努力義務



改 正 後

- ① 定年制をとる場合は、60歳を下回ることができない。
(法定定年年齢60歳は維持)
- ② 65歳までの雇用確保措置の義務化
65歳未満の定年の定めをしている事業主は、65歳までの雇用を確保するよう次のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければならない。

いずれかの措置をとる

- ▶ ① 65歳までの定年の引上げ
- ▶ ② 65歳までの継続雇用制度の導入
→原則として、希望者全員を対象とする。
- ▶ ③ 定年制の廃止

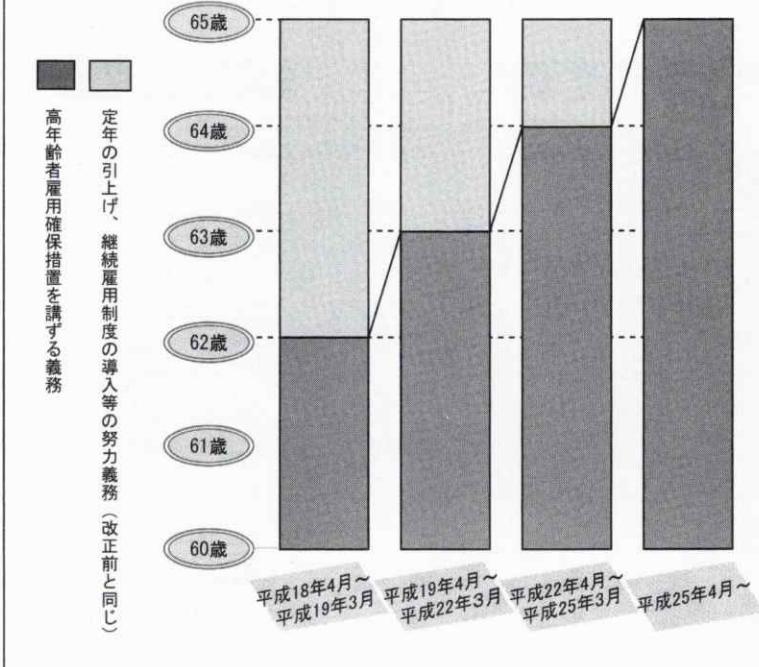


高齢者雇用確保措置の対象年齢は段階的に引上げ

定年または継続雇用制度の対象年齢は、直ちに65歳までとするのではなく、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢に合わせて、平成25年度（2013年度）までに段階的に引き上げることとなっています。したがって、65歳までの雇用確保措置が義務づけられるのは、平成25年4月以降ということになります。

高齢者雇用確保措置に係る対象年齢の段階的な引上げ

平成18年4月1日～平成19年3月31日	62歳までの雇用確保措置義務
平成19年4月1日～平成22年3月31日	63歳までの雇用確保措置義務
平成22年4月1日～平成25年3月31日	64歳までの雇用確保措置義務
平成25年4月1日～	65歳までの雇用確保措置義務



CHECK! 高齢者の雇用形態は

高齢者雇用確保措置によって確保されるべき雇用の形態については、必ずしも労働者の希望に合致した職種・労働条件による雇用を求めるものではなく、本措置を講じることを求めるとした趣旨を踏まえたものであれば、常用雇用のみならず、短時間勤務や隔日勤務なども含めて多様な雇用形態を含みます。

改正のポイント

① 労使協定で継続雇用制度の対象となる労働者の基準を定めることが可能

高齢者雇用確保措置のうち継続雇用制度の導入については、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応がとれるよう、労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者の基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度の導入が可能です。

労使協定

労使協定は、事業所に労働者の過半数によって組織される労働組合がある場合はその労働組合（過半数労働組合）、そうした労働組合がない場合は選挙・投票などによって選出された労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と事業主との間で協定を締結するものです。

今回の改正では、書面による労使協定により、継続雇用制度の対象者の基準を定めることも認められています。

改正のポイント

当面の間は労使協定ではなく就業規則に基準を定めることが可能

労使協定をするために努力したにもかかわらず協議が不調に終わった場合には、事業主が継続雇用制度の対象となる労働者の基準を作成し、就業規則などに定めたときは、同基準に該当する労働者を対象とする制度の導入が認められます。

ただし、この措置が認められるのは、法施行日平成18年4月1日から起算して、大企業では3年間（平成21年3月31日まで）、中小企業では5年間（平成23年3月31日まで）です。

なお、ここでいう中小企業とは、常時雇用する労働者数が300人以下の規模のものをいいます。

CHECK! 10人未満の事業場は

労働基準法では、従業員数が常時10人以上の事業場について就業規則の作成・届出が義務づけられています（同法第89条）。しかし、従業員数が常時10人に満たない事業場についても、就業規則を作成しておくことは望ましいことです。また、就業規則がない場合でも、様式を問わずこれに準じて労働者に周知されているものがあれば、就業規則に準ずるものとして、制度対象者の基準を定めることができます。

今後の組合事業・行事予定

- ▽7月22日（第2回常任理事会及び理事会開催）午後2時～4時
22名出席
「於組合会議室」
吉田理事長挨拶
- ▽10月6日（木）第3回総務委員会（於組合会議室）
- ▽10月13日（木）公害防止管理者研修会（於大宮サンパレス）
- ▽10月20日（木）全鍛連関東甲信越静ブロック会議（於群馬県伊香保）
- ▽11月8日（火）第3回三役会・第3回常任理事会・理事会（於組合会議室）
- ▽11月11日（木）第3回環境保全対策委員会（於組合会議室）
- ▽11月13日（日）～14日（月）視察研修旅行
- ▽12月7日（水）第4回三役会・第4回常任理事会・理事会（於新道山家）
- ▽18年1月24日（火）第4回総務委員会（於大宮サンパレス）
- ▽1月24日（火）賀詞交歓会（於大宮サンパレス）
- ▽2月9日（木）めつき技術競技会・排水管理優良事業所表彰式（於大宮国体記念会館）
- ▽3月9日（金）第2回環境保全会（於未定）
- ▽3月23日（木）第5回総務委員会（於未定）
TEL 048-882-4079
FAX 048-882-4070
- ▽4月18日（火）第5回三役会・



- 委員会（於組合会議室）
組合会議室
- ▽4月21日（金）会計監査（於組合会議室）
- ▽10月6日（木）第3回総務委員会（於組合会議室）
- ▽10月13日（木）公害防止管理者研修会（於大宮サンパレス）
（於大宮サンパレス）
- ▽5月26日（金）第41回通常総会
（於大宮サンパレス）
- 享年79歳
- ②ブロック会議
(当組合今年度幹事県)
△日時 平成17年10月20日（木）
△場所伊香保 ホテル「天坊」
△参加人数約75名（当組合より15名予定）（交通費自己負担）
△内容 地方事情報告書・講演会
21日（金）伊香保カントリーラブ 親睦ゴルフ
- 第5回常任理事会・理事会（於組合会議室）
- △4月21日（金）会計監査（於組合会議室）
- △11月8日（火）第3回三役会・第3回常任理事会・理事会（於組合会議室）
- △11月11日（木）第3回環境保全対策委員会（於組合会議室）
- △11月13日（日）～14日（月）視察研修旅行
- △12月7日（水）第4回三役会・第4回常任理事会・理事会（於新道山家）
- △18年1月24日（火）第4回総務委員会（於大宮サンパレス）
- △1月24日（火）賀詞交歓会（於大宮サンパレス）
- △2月9日（木）めつき技術競技会・排水管理優良事業所表彰式（於大宮国体記念会館）
- △3月9日（金）第2回環境保全会（於未定）
- △3月23日（木）第5回総務委員会（於未定）
TEL 048-882-4079
FAX 048-882-4070
- △4月18日（火）第5回三役会・

第5回常任理事会・理事会（於組合会議室）

■ 計報

岩井セツさん

埼玉県鍛金工業組合元事務員

平成17年5月25日逝去

享年79歳

編集後記

組合事務局として平成7年5月末日まで勤務された岩井セツさんが逝去されました。つづしんでご冥福をお祈りいたします。

埼玉センターの事務所は9月20（火）に、現在のポリテクセンターに、埼玉の住所へと移転します。

本会報を長い間編集・発行をお願いしていたプロワードアール・柏倉社長が急逝いたしました。つつしんでご冥福をお祈りいたします。

今9月号より巧和工芸印刷（株）に変わりましたので従来同様によろしくお願い申し上げます。